

『平家物語』屋代本・覚一本の叙述構成の方法

——卷二、明雲奪還叙述の大衆僉議をめぐって——

谷 村 茂

I

断片的な叙述を重複表現によって結び合わせて展開を構成している傾向が、しばしば『平家物語』諸本、とりわけ屋代本に認められ、覚一本がそうした叙述を整理している傾向があることを、かつて指摘した^①。そのとき挙げた事例から一例を示しておく^②。

(屋) 文学勸進帳ヲ取直シ、^a資行カ烏帽子打落シ、拳ヲ握テシヤ胸突テノケニ突倒ス。^b資行判官烏帽子打落サレテ、突倒レ、^c本鳥ハナレテ、ヲメノト大床ニ逃登ル。

(覚) (文覚) 勸進帳をとりなをし、^a資行判官が烏帽子をはとうってうちおとし、こぶしをにぎってしやむねをつめて、のけにつきたをす。資行判官もとりはなつて、おめくと大床のうへへにげのほる。

『平家物語』屋代本・覚一本の叙述構成の方法

(延) 文学勸進帳ヲ取直シテ、^a烏帽子ヲ打落テ、シヤ胸ツキテ、ノケサマニ突タヲシテケリ。資行放本鳥ニテ、オメノト大床ノ上へ逃上ル。(卷五「文覚被流」)

屋代本では傍線aの文覚の行為が、傍線bで資行に即した受け身の形に改めて、繰り返されている。文覚側に立つ叙述と資行側に立つ叙述との転換点にこうした重複表現が出現しているわけである。前稿では特にこの現象、つまり一主体に貫かれた叙述の断片に、別の主体からなる叙述の断片をつなぎ合わせていくときに重複表現が現れるという事例に着目して考察を試みた。そして同様の痕跡が他諸本にも見出されるところから、このような重複表現のあり方は『平家物語』の叙法の基調にかかわる問題ではないかという見解を提示した。

屋代本はしばしば、こうした重複表現を用いた接合法によって断

片的な叙述を組み立て、より大きな場面を構成する叙述を作り上げてゐる。ここでは便宜上、このようなより大きな場面的叙述を物語断片と呼んでおくが、そうしたより大きな断片をさらに結び合わせて物語叙述の流れが構成されるとき、そこにもまた、屋代本には重複表現を見出せることがある。次のような事例がそれである。

1 (屋) 小松殿へソ被^レ帰ケル。小松殿被^レ帰テ後、主馬判官盛国ヲ召テ

(覚) 小松殿へぞ帰られける。主馬判官盛国をめして、

(延) 小松殿へソ被^レ帰ケル。内大臣帰りハテラレケレバ、

(卷二「烽火之沙汰」)

2 (屋) 信俊暇申テ上リケリ。都へ上リ、北方參テ

(覚) 都へ帰上りけり。北方に御ふみまいらせたりければ、

(延) 信俊都へ上ニケリ。北山へ參ジテ、

(卷二「大納言死去」)

3 (屋) 平家方ニハ音モセス。余ニ音モセ又間、人ヲ遣^レテ見セラレタリケレハ、

(覚) 平家の方には音もせず、人をつかはして見せければ、

(延) 平家ノ方ニハ時ノ声ヲモ不合、ツヤク／＼ヲトモセザリケレバ、

アヤシミヲ成テ、人ヲ遣テ見セケレバ、

(卷五「富士川」)

4 (屋) 搦手ノ勢一万余騎、平家ノ陣ノ後ナル久哩伽羅堂^ノ辺廻

会フ。久哩伽羅堂ノ前ノ一万余騎、餓ノ方立ヲ叩^レテ天響キ大地モ動程ニ時ヲ作ル。

(覚) 搦手の勢一万余騎、くりからの堂の辺にまはりあひ、えびらのほうだて打たき、

(延) 一万余騎ノ勢ニテ、平家ノ陣ノ後、西ノ山ノ上ヨリ差廻シテ、時ヲド(ツ)、造タリケレバ、

(卷七「俱利伽羅落」)

5 (屋) 鼓判官朝泰ハ軍ノ行事承ル。軍行事ノ朝泰ハ、赤地錦

ノ直垂ニ、鎧ハ態不^レ着ケリ。

(覚) 鼓判官知康軍の行事うけ給つて、赤地の錦の直垂に、

鎧はわざとぎざりけり。

(延) (直前は周武王が殷紂王を討つ故事) 知康ハ赤地ノ錦

鎧直垂ニ、態ト鎧ヲバキズ、甲計ヲソキタリケル。

(卷八「鼓判官」)

6 (屋) 往^レ方行末ノ事共、終夜、泣テハ語、々テハ泣給ヘハ、

夜ハ早ホノ／＼トソ明ニケル。夜モ明ケレハ、

(覚) たがひの心のうち、おしはかられてあはれ也。かくて

さ夜もなか半になりければ、

(延) 女房見給テ、イトゞ消入心地ゾセラレケル。夜モ深ケ

レバ、
(卷十「内裏女房」)

7 (屋) 舍人ハ屋島へ渡リケリ。武里屋島へ参テ、新三位中将
以下ノ人々ニ、此由申セハ、

(寛) 武里はなくく八嶋へまいりけり。御弟新三位中将殿
に御ふみとりいだしてまいらせたりければ、

(延) 武里ハ宣シガ如ク屋嶋へ帰下テ、弟ノ新三位中将ニ有
ノ任ニ申セバ、
(卷十「三日平氏」)

8 (屋) 都ヨリ召具タル女房共十余人、住吉ノ浜ニ捨置テ、遊

者シヅカ計ヲ召具シテ、其勢廿余人ニテ、大和国吉野ノ
奥ヘソ被^レ落ケル。住吉浦ニ捨置^テタル女房共、松ノ本
砂上ニ袴踏シダキ、

(寛) 住吉の浦にうちあげられて、吉野のおくにぞこもりけ
る。(中略) 都よりあひ具したりける女房達十余人、住
吉の浦に捨をきたりければ、松の下、まさこのうへに袴
ふみしだき、

(延) 住吉浜ナムドニ打上ラレテ、船ヲ出ニ不及ケレバ、
(中略) 与力ノ輩皆チリノニ成ニケリ。京ヨリ具シタ
リケル女房共モ皆捨置タリケレバ、砂ノ上、松ノ下ニ袖
ヲ片敷、袴ヲミシダキテ
(卷十二「判官都落」)

いずれの事例でも屋代本では、物語断片が繋ぎ合わされ、次の展

『平家物語』屋代本・寛一本の叙述構成の方法

開を導き出されるところに重複表現が現れている。延慶本が1、3
の事例で屋代本のあり方に通じる叙法をとどめていることから、重
複表現は、こうしたより大きな叙述の結節点においてもまた、『平
家物語』の基調的な叙法として機能しているといえる。いっぽう寛
一本は重複を取り除いている。屋代本にみられるような接続法から
離れることが出来た背景は改めて問われなければならないだろうが、
操作としては叙述の停滞を排除したものとみられる。
このような屋代本と寛一本の叙法の傾向と志向を考えるうえで注
目されるのが、卷二「座主流」から「二行阿闍梨之沙汰」にかけて
展開する、叡山の大家僉議の叙述である。

II

西光の讒言によって天台座主の職を解かれ、還俗のうえ伊豆国へ
配流となった明雲が山門大衆に奪還されるまでの物語叙述の中に、
この僉議叙述は置かれている。そこでは奪還行動の展開に即して、
延慶本では「1十禪師権現」(↓奪還行動)↓2大講堂」と二回の
僉議が、屋代本・寛一本では「1大講堂」↓2十禪師権現」(↓奪還
行動)↓3大講堂」と三回の僉議が、それぞれおこなわれることに
なっている。^③ 屋代本・寛一本・延慶本の三本文の展開を見取り図に
すると、「表A」のようになる。

【表A】

屋代本	覚一本	延慶本
<ul style="list-style-type: none"> ● 二つ目の僉議(大講堂の庭) └─ 僉議内容 比叡山の由来と權威 それを傷付けられた屈辱 <ul style="list-style-type: none"> ● 大衆東坂本へ下山 ● 二つ目の僉議 └─ 僉議内容 貫首明雲奪回の決意 十禪師権現の託宣 託宣の真偽を試みる <ul style="list-style-type: none"> ● 大衆発向 ● 明雲奪還 ● 祐慶による三つ目の僉議 	<ul style="list-style-type: none"> ● 二つ目の僉議 └─ 僉議内容 比叡山の由来と權威 それを傷付けられた屈辱 <ul style="list-style-type: none"> ● 大衆東坂本へ下山 ● 二つ目の僉議 └─ 僉議内容 貫首明雲奪回の決意 十禪師権現の託宣 託宣の真偽を試みる <ul style="list-style-type: none"> ● 大衆発向 ● 明雲奪還 ● 祐慶による三つ目の僉議 	<ul style="list-style-type: none"> ● 大衆下山→二つ目の僉議 └─ 僉議内容 比叡山の由来と權威 それを傷付けられた屈辱 <ul style="list-style-type: none"> ● 大衆発向 ● 明雲奪還 ● 祐慶による二つ目の僉議

点線より前の、大衆の発向・明雲奪還に先立つ部分では、広本系本文の延慶本は東坂本へ下向の後に、ひとまとまりの僉議が叙述されており、略本系本文の屋代本・覚一本は、大衆の東坂本への下山を挟んで二つの僉議が叙述されている。この前半部の僉議叙述の構成の異なりは、広略両系に本文系列を分かち指標となりうるが、同じ略本系本文の屋代本と覚一本の間にもまた、注目すべき差異が認められる。

その、表Aの「二つ目の僉議」にある「十禪師権現の託宣」に至るまでの、屋代本・覚一本・延慶本の本文を対照したものが次の【表B】である。

【表B】

屋代本	覚一本	延慶本
<p>a 山門二ハ、大講堂ノ庭ニ三塔会合シテ僉議シケルハ、</p> <p>●【一つ目の僉議（大講堂の庭）】</p> <p>b 「抑義真和尚ヨリ以来、天台座主始テ五十五代、未聞流罪例。」</p> <p>c 情事ノ心ヲ思フニ、延暦十三年十月ニ皇帝ハ立帝都ヲ、大師ハ当山ニヨチ登リ四明ノ教法ヲ弘給シヨリ以来、五障女人跡絶テ三千浄侶トシ居ヲ。峯ニハ一乘説誦年旧テ、麓ニハ七社ノ靈験新ナリ。彼月氏ノ靈山ハ王城ノ東北、大聖幽窟ナリ。此日域叡岳モ帝都ノ良ニソハ立テ、護国ノ靈地ナリ。サレハ代々ノ賢王智臣此所ニシテ壇場ヲシム。</p> <p>d 末代ナランカラニ、争カ当山ニ疵ヲ付ヘキ。心憂トテ、喚キ叫ブト申程コソアレ、</p>	<p>a 山門には大衆おこ(ツ)て僉議す。</p> <p>●【一つ目の僉議】</p> <p>b 「義真和尚よりこのかた、天台座主はしま(ツ)て五十五代に至るまで、いまたるごいの例をきかず。情事の心をあむするに、延暦の比ほひ、皇帝は帝都をたて、大師は当山によちのほ(ツ)て、四明の教法を此所にひろめ給ひしよりこのかた、五障の女人跡たえて、三千の浄侶居を始めた。嶺には一乗説誦年ふりて、麓には七社の靈験日新なり。彼月氏の靈山は王城の東北、大聖の幽窟也。此日域の叡岳も帝都の鬼門に峙て、護国の靈地也。代々の賢王智臣、此所に壇場をしむ。</p> <p>d 末代ならむがらに、いかんが当山に瑕をばつくべき。心うし」とて、おめきさげぶといふ程こそありけれ、</p>	<p>a 依之満山ノ大衆、一人モ残留マラズ東坂本へ下ツ、十禪師ノ御前ニ集会シテ僉議シケルハ、</p> <p>●【大衆下山一つ目の僉議】</p> <p>c 「抑我山者、仏日照臨之地、法水交流之砌也。所以二旧学之高才、繼蹤既、天台三觀月、後進之翔楚為林妙、瑩四教權実之主。月氏雲幽、雖隔鶯嶺之視聽於西天之昔、日域光り朗ニシテ全得鷲王之大法於東漸之今。靈山八万誓質、象三千余人之学徒、地誦十界、弊弊捧東西楞嚴之文卷。仏日和光、弘四明峯於一乘之法、覺月同應、調台嶺麗於八相之機、誠日域無二之靈山、天下無双之勝地也。又座主和尚者、究仏教之奧旨、昇高位之崇斑、仰一山之眞首、為三千之棟梁。兩界三部万練之鏡、大日遍照之秘法無陰、一乘五律深淵之水、仏衆法海之勝文波静也。威風遠扇靡梢、慈雲厚覆満山受潤。朽止觀窓於臂、多年尋南岳天台之源、澄瑜伽壇於心、教歳波龍智龍猛之流、云眞首、云山上、誰カ是ヲ輕シメム。就中、伝教、慈覚、智証三代之御事ハ申ニ不及。</p> <p>b 義真和尚ヨリ以来五十五代、未聞天台座主流罪之例。</p> <p>d 末代ト云ドモ、争カ我山ニ疵ヲバ付ベキ。所詮三千ノ大衆、身ヲ我山ノ眞首ニ代ヘ奉リ、命ヲ伊王山王ニ進ラス。</p>

<p>e 満山ノ大衆残留ルモナク、東坂本ヘ下リテ f 十禪師御前ニテ僉儀シケルハ</p>	<p>e 満山の大衆みな東坂本へおり下る。</p>
<p>● 「二つ目の僉議」</p>	<p>● 「二つ目の僉議」</p>
<p>g 「抑我等粟津ノ辺ニ行向テ貫首ヲ可奉留也。 h 但領送使アンナリ。無事故奉留奉事難有。</p>	<p>g 「抑我等粟津にゆきむかひて貫首をうばひとめ奉るべし。 h 但追立の齋使・令送使あんなれば、事故なくとりえたてまつらん事ありがたし。</p>
<p>× j 若無別事可奉奉留ハ、此ニテ先ノ瑞相ヲ見セシメ給ヘト、各肝胆ヲ推テ祈念シケリ。</p>	<p>i 山王大師の御力の外はたのむかたなし。 j まことに別の子細なくとりえ奉るべくは、爰にてまつ瑞相をみせしめ給へ」と、老僧ども肝胆をくだいて祈念しけり。</p>
<p>× × g 粟津へ罷向テ、貫首ヲ可奉取留。 h 但シ追立ノ官人、領送使アムナレバ取得奉ム事難シ。 i 山王大師ノ御力ヨリ外憑方ナシ。 j 事故ナク取得奉ルベクハ、只今験シ見セ給ヘト、三千ノ衆徒一同ニ肝胆ヲ推テ祈念ス。</p>	

屋代本では第一の僉議の叙述に先だつて、「山門ニハ、大講堂ノ庭ニ三塔会合シテ僉議シケルハ、(屋a)」と、僉議の場が特定されている。

高揚した状況から入っていく覚一本という叙述上の差異が、まずここに認められる。

ところが、覚一本では僉議の場について叙述されることがなく、「山門には大衆おこ(ツ)て僉議す。(覚a)」とあるのみである。この「おこ(ツ)て」は、「大衆おこ(ツ)て西坂本より皆お(ツ)かへす(巻一「内裏炎上」)」、「三井寺には又大衆おこ(ツ)て僉議す(巻四「永僉議」)」、「大衆おこ(ツ)て「東塔へこそ御幸あるへけれ」と申ければ(巻八「山門御幸」)」と、覚一本の「大衆」叙述にしばしば認められる表現である。怒つても、発つても解されるが、いずれにしても大衆が決起し、騒然とした状況にあることを表現しているといえる。場の特定から始まる屋代本に対して、場が膿化され、一種の定型的表現であるにしても、大衆の

同様の差異は、第二の僉議のそれぞれの説き起こし方にも現れている。ここでも屋代本は、「十禪師御前ニテ僉儀シケルハ(屋f)」と移動後の場を特定する叙述から始められている。いっぽう覚一本の系統に属す伝本の中でも成立が早いとされる龍大本や高良神社本にはこの一節はなく、高野本でも傍書補入として扱われている。覚一本系の伝本には、本来この叙述がなかったようである。この点について、岩波日本古典文学大系(旧版)の校異補記には、「コレハ(略)：文脈ノ上カラハ当然アルベキモノト思ワレ、(覚)ガコレヲ欠クトイウコトニナル。」、あるいは「詞章ヲ推鼓シタト推察サレル覚一本ハ、文ヲ引締メ文勢ヲ強メタガ、ソノ余リ、シバシバ文

意ヲ汲取リ難クシタ。コレヲ一方流デハ後ニ漸次訂正シタ跡ガアル。とある。また富倉徳次郎氏にも次のような指摘がある。

この句は本来あるべきものを、『覚一本』以来省略したのであって、それは前段の文で、「東坂本へ降」つた由を述べて、今またここで十禪師権現の御前の僉議を述べることは重複と考えたからであろう。しかし事実ここで僉議の場をはつきり示すことをしないで、省略すると、文脈は辿りにくくなるわけである。^⑤

両説が指摘するように、この「十禪師」の句は、屋代本のように、本来備わっているべきもので、覚一本はこれを不用意に脱落させたというよりも、意図的に省略したとみるのが穩当のようである。それでは、二つの僉議における導入句の差異は、屋代本・覚一本それぞれのどのような志向に基づいた結果と考えられるであろうか。

III

座主の流罪は前代未聞であり、叡山の屈辱である。こうした衆徒の憤りを表白するのが略系本文の第一の僉議である。そして、大衆の東坂本下山を挟んで叙述される第二の僉議は、「祈念シケリ」という収束のさせ方からも、十禪師権現の託宣が下るといふ展開に繋がることから、衆徒による座主奪還の祈請を内容とすることは

『平家物語』屋代本・覚一本の叙述構成の方法

明らかである。この略系本文の二つの僉議叙述はつまり、座主流罪への憤りの表白から座主奪還の祈請へと流れているわけである。II章で触れたように、屋代本はその二つの僉議にあたってそれぞれ、「大講堂ノ庭」「十禪師ノ御前」という場を特定する導入句を配置しているが、ここではその両方に「僉議シケルハ」という表現が置かれていることに注意したい。これはまさにI章で述べた、重複的な表現を用いて物語断片を接合し、物語叙述を構成していくという屋代本の叙法の延長に捉えられる現象だと思われる。

I章では、並置された物語断片同士の末尾と冒頭に重複表現がみられるという、屋代本に特徴的な接合現象が比較的容易に看取できる事例をあげた。ここではその変奏的な形態とみられる卷二「小教訓」の事例を、僉議叙述の平行例としてあげておこう。謀反発覚後、囚われた成親が清盛、重盛にそれぞれ対面する場面に現れる叙述である。

屋代本・覚一本には、まず、清盛に対面する直前に次の叙述Aが置かれている。

A (屋) 新大納言ハ一間ナル処ニ被^レ押込^メ、哀^レハ日来之荒猿事ノ漏聞ヘタルニコソ、誰洩シケム、定テ北面ノ中ニソ有覽ナト、思ハシコトナウ案シツ、ケテ御坐ケル処ニ
(覚) 新大納言、ひと聞なる所ををしこめられ、あせ水にな

りつゝ、「あはれ、是は日來のあらまし事のもれきこえるにこそ。誰もらしつらむ。定て北面の者共か中にこそ有るらむ」など、思はじ事なう案じつゞけておはしけるに、

そして、この清盛の問責を受ける場面が終わり、来訪した重盛と対面する場面へ移行する前に、次の叙述Bが配されている。

B (屋) サハカリ熱キ六月ニ、装束ヲタニモクツロケス、一間ナル所ニ被_レ押籠_ニテ汗_水ニ成_ツツ、温サモ難_レ堪ケレハ、胸モセキアクル心チシテ、汗モ涙モアラソヒテソ流レケル。

(覚) さばかりあつき六月に、装束たにもくつろげず、あつさもたへがたければ、むねせきあぐる心ちして、あせも涙もあらそひてぞながれる。

覚一本をみる限りは、A・Bは全くの別文である。しかし屋代本はその両方に「一間ナル処ニ被_レ押込_メ」という表現を配している。また、延慶本はこのA・Bを、成親の囚われた直後に

(延) ^B 大納言ハ六月ノサシモ熱キ比、一間ナル所ニコメラレテ、装束モクツロケズオハシケレバ、アツサタヘガタシ。涙モ汗モアラソヒテソ流ケル。^A「我日來ノアラマシ事ノ聞ヘケルニコソ。何ナル者ノ漏シツラム。北面ノ輩ノ中

ニゾ有ラム。小松大臣ハ見ヘ給ハヌヤラム。サリトモ思
放給ハジ物ヲ」ト被思_レケレドモ、誰シテ宣ベシトモナ
ケレバ、涙ヲコボシ、汗ヲ流シテゾオハシケル。

と、ひとまとめの形で置いている。^⑥この延慶本のあり方を考え合わせると、屋代本・覚一本で二箇所を展開している叙述A・Bが、類句として認識されていた可能性を認めることができる。波線部「汗水ニ成ツ、」が覚一本ではA、屋代本ではBに配されているが、こうした両句の間に融通性がみられることも、その傍証となるであろう。

このように屋代本は、清盛との問答・重盛との問答という二つの物語断片に、幽閉された「一間」という、叙述が展開される場を明示する表現を重複的に配している。そして、同じ「一間」という場を起点として語り起こすことよって、両断片がともに成親幽閉譚という範疇に属し、連続性を持つものであることを、敢えて表現として示すという叙法を採用していると思われるのである。覚一本この類句A・Bを配置しているが、重複表現は排除されている。屋代本と叙法の形式は共有しているといえるが、屋代本の叙法そのものはもはや採っていないのであろう。覚一本は叙述内容そのものに保証されている連続性に依拠しているのだと考えられる。

こうした事例を勘案すれば、屋代本の明雲奪還に先だつ大衆僉議

も、二回の僉議がおこなわれているというよりも、場の移動を指標にして、憤りの表白を叙述した物語断片と祈請を叙述した物語断片を接合させる形で一つの僉議が叙述されているのだと考えられる。「僉議」という言葉をそれぞれの断片の起点に重複的に使用するのも、成親の事例と同様に、二つの断片が同じ僉議叙述の範疇に属するものであること、すなわち一つの僉議として連続しているものであることを明示するための叙述操作であるとみられる。

ところで、略本系本文の一つ目の僉議に相当する部分だけでこの僉議を構成している『源平闘諍録』の特異な叙述について、「この大講堂前の大衆僉議は（中略）大衆が何を決めたのかよくわからず、決起集会のような印象もうける。」という指摘がある。確かに屋代本・覚一本の一つ目の僉議にも、それ自身の中には表白の帰結点が見出しにくい。しかし略系本文の場合、その帰結点は第二の僉議の冒頭に置かれている表Bの「抑我等粟津ノ辺ニ行向テ貫首ヲ可_キ奪_ヒ留_メ也（屋g）」に求めることができる。座主明雲を奪還する決意を宣言するこのg句は、この一連の奪還叙述にあつて根幹をなす句といえるが、「抑義真和尚ヨリ以来、天台座主始テ五十五代、未_レ聞_レ罪例」（屋b）という、異例な事態である座主配流にどう対処するか、という発議に対する結論として、呼応関係を形作っている。

また、比叡山の由来と権威を説き、「末代ナランカラニ、争力当山

二疵ヲ付ヘキ。心憂_シ（屋d）」と、それを傷付けられた屈辱に「喚キ叫ブ」という一つ目の僉議に叙述される大衆の情動の高まりも、まさにこのg句に向かつて流れ込んでいるといえる。このように叙述内容のあり方からみても、略系本文の二つの僉議はひとまとまりの叙述性を有していると考えられるのである。その意味ではこの二つの僉議を十禅師権現前のこととして一括して叙述している延慶本は、形式と内容の一致した、無理のない構成がとられている。しかしこれは叙法上の差異の問題であつて、ひとまとまりの僉議という叙述の構造は延慶本・屋代本とも同じなのだといえる。

略本系本文の成立の背景に延慶本のような広本的本文からの抄出と整理を認める見解が現在主流になつている^⑧。屋代本の僉議叙述は、現象的には、二つの物語断片を接合した観を呈しているが、あるいは広本的な複雑かつ長編的な叙述を敢えて分節して物語断片化し、見取りやすい叙述展開へと整序したというのが操作の実際であるかもしれない。屋代本の重複表現による物語断片の接合という叙法は、そうした断片をまとめ上げるといふ統合の側面からばかりでなく、広本的本文の持つ長編的な叙述を分節化して配列するという叙述整序の方法というの側面からも捉えていく必要があるであろう。

IV

いっぽう、覚一本で第一の僉議の場が叙述されず、第二の叙述で

「僉議」という表現を省くのも、重複叙述を排除する傾向の延長で理解することができる。ただし場の叙述である「十禅師権現」まで

排除されている点については検討の余地を残す。そこで、II章の表Bに戻ると、覚一本には、「山王大師の御力の外はたのむかたなし。

(覚一)」という、屋代本にはみられない句が置かれていることが注

【表C】

屋代本	覚一本	延慶本
<p>1 「我十禅師権現乗居させ給へり。(中略)」。</p> <p>2 大衆是ヲ怪シテ、</p> <p>「誠二十禅師権現ノ御託宣ニテ候ハ、(略)」</p>	<p>1 「われに十禅師権現のりゐらせ給へり。(中略)」</p> <p>2 大衆これをあやしみて、</p> <p>「誠に十禅師権現の御託宣にてましまさば、(略)」</p>	<p>(1に相当する叙述なし)</p> <p>2 大衆是ヲ怪テ、</p> <p>実ニ山王ノ御託宣ナラバ、(略)」</p>

屋代本は、十禅師権現前という僉議の場で、1「十禅師権現が降り」、2「十禅師権現の託宣が下る」と、叙述の首尾が呼応している。覚一本は1・2とも屋代本に等しいが、僉議の場所が十禅師前であることをいう叙述を欠いているうえ、祈請では「山王大師」に呼びかけているため、十禅師の託宣が下る理由が見えにくい叙述展開となっている。延慶本は1は持たないが、略系二本と等しい託宣後の2の部分を「山王」としており、僉議の場はあくまで十禅師権

意される。延慶本では屋代本と同様、この託宣が十禅師権現前の僉議のこととされているが、いっぽうで「山王大師ノ御力ヨリ外憑方ナシ。(延一)」という句を持つ点で、覚一本に等しいあり方もみせている。

このiに続き、j以降は三本とも託宣が下る場面が叙述されていくわけであるが、次の表Cは、そこから意すべき叙述を摘記して対照したものである。

現ではあるが、山王への祈請と山王の託宣という形で叙述を呼応させている^⑨。覚一本はこの延慶本のような本文から「山王大師の御力の外はたのむかたなし。」を撰取し、屋代本のような場・祈請・託宣主が十禅師権現で統一された形の本文内に配置した結果、混乱をきたしたとみられる。僅かな徴証ではあるが、覚一本のこの僉議部分の本文には、延慶本のような本文を視野に収めていたであろう痕跡がここに認められるのである^⑩。既述したように、その延慶本は屋

代本・覚一本が二回に分かつ僉議をひとまとめにしている。覚一本は延慶本のな本文からの叙述の撰取に際し、こうした構成に示唆を受けて、二つの僉議叙述という略系本文に特有の形を基調としつつも、場の移動の明示で叙述を展開させていくことよりも、第一の僉議の表白に表現されている、高まってくる大衆の情動そのものによつて叙述の流れを構成しようとしているのではないかと考えられる。覚一本が「十禪師御前」と「僉儀シケルハ」を排除しているのは、こうした志向に基づいて本文操作を施した結果とみることができるのである。

V

叙述断片を重複する表現で結び合わせ、物語断片を組み上げていく屋代本の叙法を、卷二「座主流」「一行阿闍梨之沙汰」の僉議叙述のあり方に探ってきた。その延長には、入り組んだひとまとまりの叙述を断片化して、そのうえで展開を組み立て直す、つまり、いったん分節したものを再統合することによつて叙述構成を整理していくという叙述操作もありえたと思われる^⑪。これは、屋代本・覚一本の中間形態をとる、いわゆる覚一本系諸本周辺本文の平松家本や斯道本にも、また屋代本の本文との交渉が想定される八坂系一類本の文禄本や東寺執行本にもしばしば認められる現象である。このこ

とから、屋代本に見出したこうした叙法が、少なくとも語り系と呼ばれる、延慶本などに対して略述的な本文を持つ諸本群の基調的なあり方であったと考えることができるであろう。

いっぽう、こうした屋代本の本文に根ざしながらも、重複的な叙法がもたらす、ある種屈曲した本文構成を整理し、叙述の流れによつて展開を紡ぎ出していくようにする志向が覚一本には認められる。このような覚一本の本文整序に対する志向性は、なだらかな叙述連続をもたらし、それは物語断片の長大化を促すことに繋がるであろう。奥書の識語の「当流之師説、伝受之秘決、一字不闕以口筆合書写之」という言説を勘案すれば、それは、覚一本が正本として成立したとき、語りの詞章が本文として固定化され、それに規制されて暗誦的に語るといふ、いわば語りと本文の関係が転倒し、平家語りのメカニズムが変容しつつあった時節と連動した動きだったのではないであろうか。延慶本のような広本本文から撰取された多様な文飾や叙述によつて再構成された本文を語ることも、あるいはそうした地平のもとで可能となったのではないかと考えられる。しかしそれでも、例えば本稿で扱った僉議叙述に即せば、一つの流れに近づけようとしながらも、なお二つの僉議という構成形式は崩さないように、覚一本が屋代本のな本文の形をふまえているのは、それが語りを踏まえた本文だと認識されていたからではないだろうか。

説話の叙法との比較を通じて、屋代本の本文が口承の形式をモデルにした書承的本文ではないかということは指摘しておいた。しかし屋代本がそうした本文であるとしても、そこには書承性だけでは説明しきれない表現上の特徴が認められる。試みに摘記してみると、例えば卷二「座主流」の明雲の改易叙述内の句に現れる波線部の表現。

(屋) 天台座主明雲僧正被_ル停止公請_ヲ上_ヘ、被_ル没_ク収_メ所職_ヲ

(覚) 天台座主明雲僧正、公請を停止せらる、うへ、

(延) 五月五日、天台座主明雲僧正、公請ヲ止ラル。

これは屋代本の他、平松家本・斯道本にも認められ、屋代本の本文に早くから存在したものとみられる。諸本ともこの直後に「被_レ止_ニ所職_ニテ(屋代本)」という句が置かれていることから、波線部は屋代本本文の錯誤と考えられる。これと同じ句が卷六「新院崩御」の南都の僧綱の解官を叙述した部分にみられるが、そこではこの波線部が、

(屋) 南都ノ僧綱ハ被_ニ停止公請_ヲシ上_ヘ、被_ル没_ク収_メ所職_ヲ

(覚) 南都の僧綱等闕官せられ、公請を停止し、所職を没収せらる。

(延) 南都ノ僧綱等解官シテ、停止公請_ヲ可_ク被_ル没_ク収_メ所職_ヲ之由、被_ル宣_ス下_ニ。

と、諸本共通して現れている。この句との混同がその錯誤の理由であろう。また屋代本のみ認められるものだが、卷一「鹿谷」にある次のような叙述。

(屋) 其比ノ叙位除目ト申ハ、賢王聖主_ノ御計イニモアラス、

撰政闕白ノ御成敗_ニモ不_レ及_ハ、

(覚) 其比の叙位除目と申は、院内の御ばかりひにも非ず、

撰政闕白の御成敗にも及ばず。

(延) 此比ノ叙位、除目ハ(略)公家、院中ノ御計マデモ無

シ。撰政、闕白ノ成敗_ニテモ無リケレバ

この文脈においてはやや大仰かと思える「賢王聖主」という表現も、同卷「禿童」の、

(屋) 何ナル賢王聖主ノ御政モ、撰政闕白ノ御成敗_ニモ、人

ノ不_レ聞時_ハ

(覚) 又いかなる賢王聖主の御政も、撰政闕白の御成敗_ニも

(延) イカナル賢王聖主ノ御政モ、撰政闕白ノ成敗_ニヲモ、人

ノキカヌ所ニテハ

と、「撰政闕白ノ御成敗」の類同を契機にした混同ではないかと思われる。

こうした屋代本あるいは屋代本本文に見出せる類似表願の混同という現象には、口承性に基づく句の融通性や浮動性を視野に入

れた検討を加えていく必要があるであろう。両者とも、記憶または暗唱に関わりのある混同とみられ、単純な書写作業では起こりにくい錯誤であると考えられるからである。

同様にまた、屋代本の分節化された叙述という現象も、語りの介在した可能性を検討してみるべき課題ではないかと考えている。叙述のつなぎ目に配された起点、回帰のための重複句、あるいは、本文の構成上、分割され、離れた位置に配置されていても、同系の話群であることを印すかのような重複句の置かれ方の背景には、長編性を備えた固定的な本文に依存するというよりは、むしろ断片的で着脱可能な叙述を継いでいくようなあり方の語りが存在していた可能性を窺うことができるのではないであろうか。繰り返しというが、もちろん屋代本のような本文が、語りをそのまま書記化した本文だとはいえない。しかしそれが、延慶本のような広本系本文に多くを握りつつ形成された本文であったとしても、本文構成の過程において叙述を整理していく方法に覚一本以前の語りの方法の影響を受けていると見るべきではないかとも考えられる。あるいは、略系本文形成の背後には、延慶本のような構築された本文と、断片性の強い段階の語りの付き合わせを想定できるかもしれない。しかし、そうした可能性を論じるために試みねばならない考察、積み重ねねばならない検証は多い。課題として、後日を期すことにしたい。

『平家物語』屋代本・覚一本の叙述構成の方法

注

① 「屋代本『平家物語』の叙述の側面——表現主体をめぐる覚書——」

『軍記物語の窓』（関西軍記物語研究会編 1997年 和泉書院）所収

② 章段名は覚一本に拠った。なお、本稿で引用しない参照した平家物語諸本は以下に拠る。引用に際して適宜ルビを省略し、新字体・通行体の漢字に改めた。

屋代本：『屋代本高野本対照平家物語』麻原美子・春田宣・松尾葦江編 新典社 1992年9月30日初版

覚一本：岩波古典文学大系（旧版）『平家物語』高木市之助・小澤正夫・渥美かをる・金田一春彦編 1959年2月5日初版

延慶本：『延慶本平家物語 本文編』上下 北原保雄・小川栄三編 勉誠社 1991年6月10日初版

長門本：『岡山大学本平家物語 二十卷』岡山大学池田文庫刊行会 福武書店 1976年4月1日初版

源平闘諍録：『源平闘諍録』福田豊彦・服部幸造全訳 講談社学術文庫 1999年9月10日初版

源平盛衰記：『源平盛衰記』中世の文学』市古貞次・大曾根章介・久保田淳・松尾葦江校 三弥井書店 1987年4月15日初版

斯道本：『百二十句本平家物語』斯道文庫編 汲古書院 1970年1月初版

平松家本：『平松家本平家物語の研究』山内潤三編 清文堂 1975年3月31日初版

文禄本：『平家物語』市古貞次・山下宏明・久保田淳改題 日本古典文学会 1973年〜1975年発行

東寺執行本：『国史国文資料叢書』東寺執行本平家物語』上下 高橋伸幸編 うもれ木文庫 1963年11月20日 1965年4月10日発

行

- ③ 広本系の『源平盛衰記』は二つの僉議を持つが、第一の僉議が山門の西光呪詛の叙述と並置されており、澄憲が明雲に一心三觀の法門と血脈相承の譜を授かるという略本承得有の挿話も持つことから、むしろ諸本文を見渡したうえでの改変である可能性が高い。
- ④ 岩波日本古典文学大系『平家物語』上巻（高木市之助・小澤正夫・渥美かをる・金田一春彦編 1959年2月5日初版）457頁
- ⑤ 『平家物語全釈』上巻（角川書店 一九六六年五月二十日初版）241頁
- ⑥ 延慶本はこの叙述の直前にある成親捕縛の叙述に、「兵ノ十余人來テ（略）中ニ引ク、（ツ）テ、上ヘ引ノボセ奉リ、一間ナル所ニコメラレシ」という句を持つ。論中引用部にある波線部「一間ナル所ニコメラレテ」は、これを承ける、捕縛された成親に即した重複表現ということになる。当該する重複のさせ方は屋代本にはない。重複による転換と接合という叙法という叙述構成の発想は、延慶本にも通底しているという傍証となる事例として指摘しておく。
- ⑦ 講談社学術文庫『源平闘諍録』上巻（福田豊彦・服部幸造校注）
- ⑧ 例えば、千明守氏の「屋代本平家物語の成立」（柘木孝惟編『平家物語の成立 あなたが読む平家物語』一有精堂 1993年11月1日初版所収）など。また松尾葦江氏の「屋代本卷十二の史実性の検討」（『軍記物語論究』若草書房 1996年6月28日 初版 所収）には、延慶本をさかのぼる段階の本文を視野に収めた仮説が提示されている。
- ⑨ ただし延慶本には、託宣後に「誠ニ我山ノ七社権現ノ靈驗ノ新ニオワシマス忝ケナサニ、大衆涙ヲ流ツ、」という叙述があり、延慶本は山王七社という括りで十禅師権現も視野に収めたところをえているようではある。ここを屋代本は「是程ニ靈驗新ニ坐ス事ノ目出サニ、覚一本は「大衆神明の靈驗あらたなる事のたツとさに」としており、神名を

挙げる延慶本とは異なった表現を採っている。

- ⑩ 覚一本が延慶本的な本文の影響を受けたとみられる叙述は、明雲奪還後の部分により 多く見出せる。一例を掲げる。

（屋）爰ニ西塔法師ニ、戒淨坊阿闍梨祐慶ト云悪僧有。其長七尺計成ケルカ、黒革威鎧着テ白柄大長刀脇挟ミ、

（覚）こ、に西塔の住侶、戒淨房の阿闍梨祐慶といふ悪僧あり。たけ七尺ばかり有けるが、黒革威の鎧の大荒目にかねませたるを、草摺長にきなして、甲をばぬぎ、法師原にもたせつ、白柄の大長刀杖につき、

（延）西塔ノ西谷ニ戒淨房阿闍梨祐慶トテ、三塔二間ヘタル悪僧有ケリ。三枚甲ヲ居頸ニキナシ、黒革威ノ大荒目ノ草摺長ナルニ、三尺五寸ノ大擲刀ノ茅葉ノ如ナルヲツキ、（中略）^a甲ヲ拔テ、^b藪ノ方ヘガハト投入ケレバ、下部ノ法師原取テケリ。擲刀脇ニ挟ミ、

覚一本のa部は、屋代本的な本文を下敷きにして、延慶本a部に叙述されている祐慶の脱ぎ捨てた兜を下部法師が拾うという叙述を、その結果である下部法師が兜を持つという形に整理して挿入したものと考えられる。そしてa部の補入という改訂と連動して、b部でも、屋代本では祐慶が登場から「脇挟」むとする長刀を、祐慶が長刀を「ツキ」つつ現れ、明雲に近寄って「膝ヲカマメテ申」すために「脇ニ挟」むという、一連の行為として両様の表現を持っている延慶本のような叙述を参照しつつ「つく」に改めたと見ることが出来る。覚一本はこうした操作を通じて祐慶の振る舞いを動作的な描写に改め、現時的に叙述していくようにしていると思われる。

- ⑪ II章発向の「●大衆発向」の部分にも、屋代本には国分寺をめぐる次のような重複表願が現れている。「キビシゲ成ツル領送使、座主ヲハ国

分寺レニヲロシスエ奉テ、我先レキニト逃去ケリヌ。大衆国分寺ヘ参向フ。これは発向と、奪還を繋ぐ結節点と思われるが、併せて、これがあることで、大衆が国分寺へ向かう事情が明らかになっている。屋代本は必要な情報についてはよくこれを叙述内に留めている。覚一本はやはり「是を見て、さしもきびしげなりつる追立の鬱使・令送使、四方へ皆逃さりぬ。大衆国分寺へ参り向。」と、この重複を回避しているため、大衆がなぜ国分寺へ向かうかが、叙述としては不分明になっている。

- ⑫ Ⅰ章で挙げた事例でいうと、平松家本・斯道本はともに2、4、8が屋代本と同じ叙述を持つ。また1については「人参レ 小松殿衣ヘテ二後」(平松家本)と、重複を一句に整理した痕跡が認められる。文禄本や東寺執行本は、Ⅳの「鼓判官」の義仲の動向を叙述した部分で、aに相当する箇所を「木曾ハ法皇ノ御気色悪キ由聞シカハ・近国ノ源氏(略)皆木曾ヲ背テ」と、むしろbにふさわしい叙述を置いている。これも屋代本のような重複を整理した痕跡とみられる。

- ⑬ 注1書 90頁